

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<u>（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付）</u> 第4条の2 知事は、法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第2号の2による許可証を交付するものとする。	
<u>（一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付）</u> 第4条の3 知事は、法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第2号の3による認可証を交付するものとする。	
<u>（産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付）</u> 第15条の5 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の許可をしたときは、様式第10号の2の5による許可証を交付するものとする。	
<u>（産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可証の交付）</u> 第15条の6 知事は、法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の認可をしたときは、様式第10号の2の6による認可証を交付するものとする。	
（報告の徴収） 第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物」という。）を排出	（報告の徴収） 第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物（以下「特別管理産業廃棄物」という。）を排出

する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理（当該事業場内に設置した法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設における処理に限る。）に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人にその処理を委託する特別管理産業廃棄物については、この限りでない。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。ただし、他人に処分を委託する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じたものに限る。）であって、その処分に関し、法第12条の3第6項の報告書を提出するものについては、この限りでない。

様式第10号の4（第16条関係）

特別管理産業廃棄物処理実績報告書（ 年度）

年 月 日

職 氏 名 様

報告者

住所

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。

2 法第12条第6項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の3による報告書を総合事務所に提出するものとする。

3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、当該特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の4による報告書を総合事務所に提出するものとする。

4 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに様式第10号の5による報告書を総合事務所に提出するものとする。

様式第10号の4（第16条関係）

特別管理産業廃棄物処理実績報告書（ 年度）

年 月 日

職 氏 名 様

報告者

住所

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

略					
発生		自家処理			
発生施設	発生量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量

注 1及び2 略

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号の5（第16条関係）

その1 略

その2

（表面）

産業廃棄物の処分実績報告書（年度）  
特別管理産業廃棄物

- 中間処分業・最終処分業 -

年 月 日

職 氏 名 様

報告者

住所

電話番号

年度の特別管理産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第3項の規定により、次のとおり報告します。

略									
発生		自家処理			委託処理				
発生施設	発生量	運搬先	処分場所	処分方法	処分量	許可番号	受託者の氏名又は名称	運搬・処分の別	受託量

注 1及び2 略

3 報告者が処理を委託した場合は、委託処理の欄の上段に収集運搬、下段に処分の内容を記載すること。

様式第10号の5（第16条関係）

その1 略

その2

（表面）

産業廃棄物の処分実績報告書（年度）  
特別管理産業廃棄物

- 中間処分業・最終処分業 -

年 月 日

職 氏 名 様

報告者

住所



別管理 産業廃棄物の種類	号 住所	は 名称	法		量		容
			処分場所	住所			

注 1及び2 略

3 引き渡した者の欄については、他人からの委託により産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分した結果生じた有価物を譲渡した者を記載するものとし、廃棄物としてその処分を委託した者は記載しないこと。

4 略

5 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

その2別紙 略

別管理 産業廃棄物の種類	号 住所	は 名称	法		量		号 は 名称	容
			処分場所	住所				

注 1及び2 略

3 受託者とは、報告者が処分を委託した者を行い、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあってはその空欄に(残)と、処分の再委託の場合にあっては(再)と記載すること。

4 略

その2別紙 略

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2(第4条の2関係)

譲受け 一般廃棄物処理施設 借受け 許可証	年 月 日
住所	

氏名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受けの許可を受 借受け けたことを証する。			
職氏名			印
許 可 の 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
譲受け 借受け の相手方の氏名及び住所			
譲借 りり 受受 けけ るる 施 設	一般廃棄物処理施設の設 置場所		
	一般廃棄物処理施設の種 類		
	設置許可(届出)年月日 及び許可番号		

様式第2号の3(第4条の3関係)

合 併 認 可 証	
年 月 日	
名称	
住所	
代表者の氏名	
名称	
住所	
代表者の氏名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者である法人 の合併 分割 について認可したことを証する。	

職氏名 <span style="float: right;">印</span>			
認 可 の 年 月 日	年 月 日	認 可 番 号	第 号
設 置 し て い る 施 設	設 置 場 所		
	種 類		
	認可年月日及び認可番号	年 月 日	第 号
合併 により当該一般廃棄物処理施設を 分割 承継する法人の名称及び住所並びに 代表者の氏名			
合併 分割 の 方 法 及 び 条 件			

様式第10号の2の5を様式第10号の2の7とし、様式第10号の2の4の次に次の2様式を加える。  
 様式第10号の2の5（第15条の5関係）

産業廃棄物処理施設 譲受け 借受け	許可証 借受け	年 月 日
住所 氏名		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定により、産業廃 棄物処理施設の 譲受け 借受け の許可を受けたことを証する。		
職氏名		印

許可の年月日		年月日	許可番号	第号
譲受け 借受け		の相手方の氏名及び住所		
譲借 りり 受受 けけ るる 施 設	産業廃棄物処理施設の設 置場所			
	産業廃棄物処理施設の種 類			
	設置許可(届出)年月日 及び許可番号			

様式第10号の2の6(第15条の6関係)

<p>合 併 認 可 証</p> <p>分 割</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>名称 住所 代表者の氏名</p> <p>名称 住所 代表者の氏名</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者である法人の<sup>合併</sup><sub>分割</sub>について認可したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">職氏名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>			
認可の年月日	年月日	認可番号	第号



設置している施設	設置場所	
	種類	
	認可年月日及び認可番号	年 月 日 第 号
合併により当該産業廃棄物処理施設を分割承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
合併の方法及び条件		

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。